

戦前期商法に見る証券関係規定の変遷（試論）

小林 和子

要 旨

商法の条文というものは非常に長く、専門家でないものにとっては全体の構成を理解するどころか、目次を眺めただけで気力が尽きる。戦前期の商法となればなおのことである。さりながら、証券市場の歴史を専門とするならば、民間証券発行者の最大グループである株式会社について、法がどのように捉えてきたか、株式会社の発行する証券についてどのように捉えてきたかを知らずに研究することはできない。筆者は法律研究者ではないので深く知ることは不可能であるとしても、これらの主たる論点について明治期以来の歴史を確認し、どういう状況で自由市場時代が終り、統制経済下で商法の原則が特例法によって超えられたかをまとめておきたい。商法そのものの歴史であれば明治初年の商法上の約束事にまで遡るべきであろうが、株式会社とその発行証券に限ってみるため明治17年ロエスレル商法草案を基点として、旧商法（明治23年、26年）、新商法（明治32年）及びその昭和13年改正までを対象にして、会社の種類、株式会社設立の規制、新株発行と債券発行の分化、株券記載事項、株式の譲渡に関する規定、取締役の株式保有、自己株式の取得、社債に関する規定などの論点の推移を辿った。昭和13年改正で自由市場時代の株式会社法制は一応確立されたといえ、その後は統制法による特例、修正の時代となった。

目 次

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| I. ロエスレル商法草案 | 2. 株式会社の免許制 |
| 1. ロエスレル商法草案の構成 | 3. 株券の記載事項 |
| 2. 株式会社の発行する証券 | 4. 株式の譲渡 |
| II. 元老院における商社法案議論 | 5. 取締役の株式保有 |
| 1. 商社法案に対する一般的賛成 | 6. 新株発行と債券発行の未分化 |
| 2. 商社法案の構成 | 7. 明治23年商法第206条に依り発行すべき債券に関する件 |
| III. 明治23年商法 | 8. 施行の延期 |
| 1. 商事会社の種類 | |

IV. 明治26年商法

1. 商事会社の種類
2. 株式会社, 免許制で出発
3. 株券の記載事項
4. 株式の譲渡
5. 取締役の株式保有
6. 新株発行と債券発行の峻別

V. 明治32年商法

1. 商事会社の種類
2. 株式会社, 設立準則主義の確立
3. 株券の記載事項
4. 株式の譲渡
5. 取締役の株式保有
6. 社債に関する規定の整備

7. 株式合資会社と外国会社

VI. 昭和13年商法改正

1. 株式会社関係規定の充実
2. 株式の譲渡
3. 自己株式の取得
4. 株券の記載事項
5. 取締役の株式保有
6. 社債に関する規定の充実
7. 転換証券の新設
8. 会社の整理

VII. 商法に対する特別法に見る証券関係規定

1. 平時法
2. 統制法

結び

はじめに

事業を行う組織体について個人営業ではなく合資、合本組織がありうることを、そして他の先進諸国の経済はこうした組織が支えていることを日本人が知ったのは幕末から明治初年の時点であった。福沢諭吉『西洋事情』は慶応2年(1866)、渋沢栄一『官版立会略則』は明治4年(1871)である。近代日本で最初の株式会社とされる東京第一国立銀行の設立は明治6年、準拠法規は明治5年国立銀行条例及び国立銀行成規で、すなわちある一種の業に属する営業に対する免許条例であった。国立銀行条例に続く明治7年株式取引条例、同9年米商会所条例、同11年株式取引所条例、いささか下って明治23年銀行条例・貯蓄銀行条例など全て業種別免許条例である。商法の法制化は明治10年代の太政官中の各種編纂委員による調査¹⁾、ドイツ人ロエスレルの商法草案作成、元老院における商社法議論などの節目を経て、何年にも亘り検討され

てきたが、明治22年2月の大日本帝国憲法発布を見た後に最初の商法が公布されたのがようやく明治23年4月26日であった。

公布はされたが、民法・刑法はいまだ完成しなかったため、商法は棚上げ状態になり、一部(会社・手形・破産編)は明治26年7月に施行されたが、その他の施行は明治31年7月になった。しかも後述のように翌32年には相当の修正が加えられた新商法が制定された。会社組織の概念が知られてから準則主義による会社設立が可能になる商法の施行までに30年以上かかったことは、国内事情からは長いともいえるが、世界的に見れば非常に短いというべきであろう。世界の先進諸国がちょうど準則主義の法制を確立した時期に日本が遅い開国をしたためである。

本稿ではロエスレル商法草案から新商法の昭和13年改正までの、証券に関係する規定を主要な項目に分けてその推移を見ることを目的とする。法文の変化の裏側には必ずや経済社会の、そして株式会社自体の変化がある。これを計数

を用いて示すことはできなかったが、主要な論点は辿ったつもりである。また最後に、基本的には自由市場の一般法である商法に対して、自由市場時代の特別法及び統制市場時代の統制法が、証券関係ではどのような特殊性を持ったかを簡単に述べた。

I. ロエスレル商法草案

ヘルマン・ロエスレルはバイエルン出身ドイツ人法学者で、いわゆる「お雇い外人」の一人として、明治11年に外務省顧問として来日、後に内閣の顧問として、憲法起草に大きく貢献し、かたわら明治14年4月～17年1月の2年9ヶ月をかけて商法草案を脱稿した。実に1133条に上る膨大な内容で、主にフランス法に拠ったが、英独法も参考にしたという。日本固有の法律思想・習慣については保存するなどとはいわず、商法の一般原則と抵触しないものは編入すれば良いとした。ロエスレルは明治23年商法典施行の3年後に帰国した。

以下のテキストは、司法省『ロエスレル氏起稿商法草案』である。

1. ロエスレル商法草案の構成

ロエスレルは冒頭の「商法立案ノ主義及ヒ其区域ノ緒言」において、開国した日本にとって国内・海外貿易に関する法の必要性を説き、すでに商法を持つフランス、スペイン、ドイツ及びイタリーの法文を参考に、草案を構成した。各国商法は商業一般、海商及び倒産を大きく3分野として持ったことは共通しており、但し商業一般の内容構成はそれぞれ異なっていた。商法裁判所はフランス法で詳しいが、スペイン、ドイツはこれを持たなかった。商業の組織であ

る商社は、またその中の株式会社は、重要ではあるが商法全体構成の中の一つの駒という感じである。草案であるので、各条文の後にかなり長い解説文が付されたため理解しやすい。

第1編 商ヒ一般ノ事（第1巻～12巻）

第6巻 商社

第1章 合名会社

第2章 差金会社〔さしきんがいしゃ、合資会社に当たる〕

第3章 株式会社

第10巻 債

第2編 海商

第3編 倒産

第4編 商事ニ係ル争論

2. 株式会社の発行する証券

第3章株式会社総則第75条で、株式会社とは社員7名以上（英仏両方に倣う）の商社で、資本を同一金額に分けて株金として、流通しうべき株券状を発行し、社員（株主）は株式会社の代理者ではないもの、とされた。続いて株主の有限責任、発起人は4人以上、会社設立に当たり政府の免許を受ける必要があるときにはこれを受けるべきこと（第187条）、株式の「1株の金額は20円を下る可からず」もし「会社資本金10万円以上なるときは100円を下る可からず」とされた。株券の券面には番号、社印押捺、社名、株主姓名を記し、仮株券（株金の内金領収で発行）と本株券（全額領収で仮株券と交換）、株金額の4分の1以上を払い込む前には請取証書、株券または株式利札の譲渡・売渡をできず、また譲渡人・売渡人は（特に免除されていなければ）常に会社に半額までの払込義務を負う。株式の譲渡・売渡は譲受人・買受人の姓名を株券及び株主名簿に記載し、会社の承諾を得

るまでは無効である。株金の全額を払い込む前に退社するものは1年間はその残額に限り会社債務について責任を有する。会社の解散前には株金払込額の払い戻しを請求できないとされた。

株主総会は業務着手の1ヶ月前に株主中より頭取3名以上を選挙し、また株主中より3～5名を選挙して取締役とすることができる。総会の決議で記名株券の無記名への変更が可であった。無記名券には記名株券規則を適用せず、譲渡売渡に会社の認可も要らないが、株主名簿への記名は必要であった(第251条)。資本の増加は、株金の増額(既存株主の払込)と新株券及び負債証券の発行のいずれでも良い(第254条)。会社は自己所有のために株式を取得しえず、質物として受取ることもできない。何らかの理由で会社が受取った場合には4週日以内に相場所で売却して代金を会社に入れる(第267条)。

第10巻債は、株式会社に特有のものという位置づけではなく、商人と商社全体について債務行為(クレジット)の意味を説いたものである。この債務が証書や証券の形態を取り、「流通力ある債券」となる場合も、実態は為替手形を念頭においていたようである。すなわち、株式会社の短・中・長期債務の証券化は想定されておらず、結果として社債の発行などは何も触れられていない。

II. 元老院における商社法議論

明治10年代、元老院は商法関係で2本の法案を議論した。為替法関係(明治15年10月～11月)と商社法関係(明治19年6月～7月)である。ロエスレル草案では商法内部に第12巻為替

手形及び支払切手を含めたが、当該草案が完成・公表される前の元老院は単独の為替法を議論していたのである。明治15年12月に為替手形、約束手形条例が制定された。商社法議論の冒頭に「(明治)13年ニ本院議官其ノ他官吏ヲ選テ会社条例ノ審査委員ニ命シ審査局ヲ本院内ニ開キ1年半許ニシテ其審査ヲ畢レリ但其条例ハ一般ノ会社ニ係ル者ナリ」の記述があるが²⁾、明治14～15年に会社条例が發布された記録はない。以下は全体として『日本金融史資料』明治大正編第13巻に拠った。

1. 商社法案に対する一般的賛成

前出の会社条例の審査過程で政府は、商社法のみならず商法そのものを急ぎ制定する必要を感じて、同時に両者を発布する方向に向かったため、経済界の必要とした商社法はなかなか形を成さず、しびれをきらした元老院がやがては商法に編入するものとして、この商社法案を審議した。制定に関わった細川潤次郎によれば本案は「内閣の顧問たる外国人の考案に出るもので、欧州各国の現行法を斟酌して作れるものなので」「ベスト」なるべし、とされた³⁾。すなわち、ロエスレル草案がここに活用されたのである。とはいえ日本の現状とはかなりの開きがあるために施行には半年から1年の猶予をという意見もあり、結局日本の民度に合わせるべく調査委員を置いて修正することとなった。

2. 商社法案の構成

商社法案は明治19年7月に可決されていたにもかかわらず公布されず⁴⁾、元老院における前述の一般的賛成を得た原案も残らなかった。調査委員の報告が記録に残るだけである。修正後、6章立て、全221条とあるが、おそらく修

正前と余り変わらないであろう。商社法案それ自体の記録はないが、明治21年10月18日の商法第1読会で、提案された（明治23年）商社法案の第6章（第66条～273条）は一部を除き商社法に異ならないとされている⁵⁾。商社の組織形態は合名会社（無限責任）、合資会社（無限及び有限）及び株式会社（有限）の3種と見られる。株式会社は7人以上に限り、官許を得なければ創設できない。資本の増加は株券の金額若しくは株数を増し、または債券を発行し、減少は株券の金額若しくは株数を減じて為すことを得、かつ資本減少は株金総額の4分の1を下ることを得なかった。債券は記名証券である。原案はロエスレル草案の一部（第6巻商社）であり、残る条文から草案を大方は生かしたと推測される。債券について「発行」の文字があるのは、草案よりもやや進んだと見てよいかもしれない。この当時、公債の発行はあるが民間債券の発行はまだなかった。

Ⅲ. 明治23年商法

政府は明治23年には商法を公布することを約しており、21～23年に読会を開いて、23年3月27日に公布、24年1月1日施行とした。公布されたが施行されぬうちに、23年6月28日に施行延期の意見書が通ってしまい、施行は26年1月1日に延期された。理由は1000条を超える大部の商法を9ヶ月ほどで施行するのは無理である、特別法として民法に多くを依拠しているのにその民法がまだ施行されていない、商況も不振であるなどで、民法施行期限と同一にせよというものであった。結局、公布時の形では施行はされず、一部が明治26年施行商法として引継がれた「最初の公布商法」に関して、証券関

係の規定を見ておく。明治23年商法（後の新商法典に対して旧商法典といわれる）はロエスレル草案の一部である商社法を全面的に活かし、より具体化したものである。テキストは『日本証券史資料』戦前編第6巻に拠った。

1. 商事会社の種類

明治23年商法は総則で第1条「商事ニ於テ本法ニ規定ナキモノニ付テハ商慣習及ヒ民法ノ成規ヲ適用ス」、第2条「特種ノ商事又ハ商人ノ為メニ発布シタル法律、命令及ヒ規則ノ効力ハ本法ニ因リ妨ケラルコト無シ」とした。施行延期の理由になったのがまずはこの第1条であった。第2条は商法を基本の法律としてその他の特別法がありうることを明示した。第1編商ノ通則第1章商事及ヒ商人第4条に定義された商取引にはその対象として「産物、商品又は有価証券」が挙げられた。商いを為すのは個人のみならず会社もありうる。第6章商事会社及ヒ共算商業組合の商事会社総則では第66条「商事会社ハ共同シテ商業ヲ営ム為メノミ之ヲ設立スルコトヲ得」とし、商事会社に含まれるものを第1節合名会社、第2節合資会社、第3節株式会社の3種類と定めた。合名会社は「2人以上7人以下共通ノ計算ヲ以テ商業ヲ営ムタメ金銭又ハ有価物又ハ労力ヲ出資ト為シテ共有資本ヲ組成シ其責任出資ニ止マラサルモノ」（第74条）、すなわち無限責任であり、書面契約によってのみ設立しえ（第76条）、設立に免許は要らず、登記と公告をすればよかった。退社時にはその持分は退社員、その相続人又は承継人に払い渡された（第123条）。合資会社は「社員ノ1人又ハ数人ニ対シテ契約上別段ノ定ナキトキハ社員ノ責任ガ金銭又ハ有価物ヲ以テスル出資ノミニ限ルモノ」（第136条）、すなわち有限

責任社員が置かれるが、その他の規定の多くは合名会社に準じた。有限責任社員は取締役等の認可を得て持分を他人に譲渡することができ、取得者はその権利義務を継承した(第145条)。合名会社・合資会社共に出資持分の証券化には触れず、これを予想していなかった。株式会社は「会社ノ資本ヲ株式ニ分チ其義務ニ対シテ会社財産ノミ責任ヲ負フモノ」(第154条)で、すなわち有限責任で、「其目的ガ商業ヲ営ムニ在ラサルモノモ亦之ヲ商事会社ト看做ス」(第155条)もので、7人以上を以てし、政府の免許を得なければ設立できなかった(第156条)。商業を営むものでなくとも「商事会社と看做す」項目は、商事会社総則第66条に対応するもので、合名会社・合資会社には特記されなかったものである。

2. 株式会社の免許制

合名会社および合資会社に比べて株式会社の大きな特徴は無限責任社員を置かないことと同時に、この時点では設立に免許制が採られたことにある。条文は第156条「株式会社ハ7人以上ヲ以テシ且政府ノ免許ヲ得ルニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス」であった。国立銀行条例(明治5年)、米商会所条例(明治9年)、株式取引所条例(明治11年)などではその特定業種の株式会社の設立が全て免許制であった。明治23年商法は特定業種の設立条例ではなく、普遍的な商法ではあったが設立免許制を採ったのである。前述のようにロエスレル草案は全面的な免許制ではなかったもので、23年法で株式会社の設立免許制を強化、確立したものといえる。会社設立の免許を得た後、取締役は各株式につき少なくとも4分の1の金額を株主から会社に払込ませる(第167条)。株式会社は商号に株主の

氏を用いることはできず(ロエスレル草案に同じ)、「株式会社」の文字を付した(第173条)。

3. 株券の記載事項

各株式の金額は会社資本を一定平等に分ちたるものにして20円を下ることを得ず、資本金額10万円以上であれば50円を下ることを得なかった(第175条)。資本金額10万円以上というのはかなり大規模であるから⁶⁾、当時としては20円の最低規定の方がむしろ一般的であったかもしれない。株式は1株ごとに株券1通を作る(第176条)とされたのは、額面が20円、50円、100円となると、1株のみを保有する株主も多く、1株が株式保有の基本的な単位であったことを反映していよう。その株券に記載が定められたのは以下の8項であった。*印はロエスレル草案に定められたものである。同案ではこの他、株金額、発行年月日、免許を受けた旨、申合せ規則に照依の旨など記載する習慣があるので、これらを定めることを否定していない。23年法は設立免許制を採ったのでこれをわざわざ定める必要はなく、法定範囲を少し広げたものであった。

- 1) その金額
- 2) 発行の年月日
- 3) 番号*
- 4) 商号*
- 5) 社印*
- 6) 取締役の氏名
- 7) 印
- 8) 株主の氏名*

株金全額払込以前には会社は仮株券を発行し、全額完納の後に初めて本株券を発行することができた(第178条)。この条は明治26年法にも引継がれたが、明治32年法では消滅した。

4. 株式の譲渡

株式会社の株式の譲渡について、譲渡という文字が出てくる条文は以下の通りである。

第174条〔株主名簿の記載事項〕第4各株式ノ取得及ヒ譲渡ノ年月日

第180条株金額少ナクトモ4分ノ1ノ払込前ニ之ヲ為シタル株式ノ譲渡ハ無効タリ

第181条株式ノ譲渡ハ取得者ノ氏名ヲ株券及ヒ株主名簿ニ記載スルニ非サレハ会社ニ対シテ其効ナシ

第182条株金半額払込前ノ株式ノ譲渡人ハ会社ニ対シテ其株金未納額ノ担保義務ヲ負フ

第183条〔株主名簿及び計算の閉鎖のため〕会社ハ――事業年度毎ニ1箇月ヲ踰エサル期間株券ノ譲渡ヲ停止スルコトヲ得

第237条〔会社解散の〕登記後ニ為シタル株式ノ譲渡ハ――総テ無効タリ

ここで定められたのは、株式の譲渡が有効である条件と、無効になる条件だといえる。株主名簿閉鎖期間には株券の譲渡も停止された。基本的には会社と株主との譲渡に関する関係の有効性が定められたものといえる。この当時、すでに東京、大阪、名古屋他に株式取引所は設立されており、それなりの取引量が見られたが、取引所内外の譲渡取引については特に触れられなかった。株式の譲渡自由、自由譲渡性は当然の前提とされたと思われるが、条文には明示されていない。

5. 取締役の株式保有

取締役と監査役は株主の中から選ばれた。取締役は3人以上、3ヶ年内の任期（第185条）、監査役は3人以上、2ヶ年内の任期（第191条）で、取締役に選ばれるために株主が所有すべき

株数は定款で定め、在任中はその株券に融通を禁ずる印を押し、会社がこれを預かった（第187条）。取締役の持株数を明確に規定した以上はこうした禁止が必要となったのである。この当時までの各特別業種条例が基本的に株式会社「設立条例」であったことと同様に、明治23年商法も株式会社について「設立法」の性格が強く、設立時株主（個人で、大株主は多くが事業家）の中から取締役を選ぶことが当然と観念されたのであろう。初めに株主ありき。しかる後に取締役が登場したのである。

6. 新株発行と債券発行の未分化

ロエスレル草案を受け継いでのことではあるが、注目すべきは会社の資本増加について新株発行と債券発行に差をつけていないことである。会社資本の増加は「株券ノ金額ヲ増シ又ハ新株券若クハ債券ヲ発行シテ之ヲ為シ」（第206条）、減少は「株券ノ金額又ハ株数ヲ減シテ之ヲ為スコトヲ得」（同条）となっている。株券の金額を増すとは、未払込み部分の徴収と考えられるが、あるいは第175条により定めた額面金額を増す意味もあろうか（資本の減少にも株券の金額の減とある）。ロエスレル草案では「総資本額又は株金額の増減」、「資本の増加は株式額の増加（増加額を既存株主が払入れ）と新株券あるいは負債証券の発行」となっており、「株券の金額の増減」という表現はない⁷⁾。資本は全額の4分の1未満に減少させることはできなかった。資本の増加に関して新株券と債券の発行が法文上は対等に位置づけられているが、資本の減少に関しては債券には触れられていない。十分に詰めて考えられたものではなかったようだ。債券については記名で、金額には株式の規定が適用されたが（第175条）、他に

は何の規定もなかった。会社の自己株券取得の禁止はすでに定められている(第217条)。

7. 明治23年商法第206条に依り発行すべき債券に関する件

明治23年商法が公布されてまもなく、待ちかねたかのように公布数日後の4月中(日付は明確ではない)に最初の社債が発行された。大阪鉄道社債26万8500円である。しかし商法は施行されていない。公布された条文には前述のように債券発行に関する具体的な規定はほとんど何もなかった。債券発行を期待する株式会社はあるのに具体的な法令が何も無い、この落差を埋めるために公布されたのが、同年8月2日明治23年商法第206条に依り発行すべき債券に関する件⁸⁾であった。同第1条は債券発行の条件を「総株金半額以上の払込の後」とし、第2条は債券の発行額を「株金の払込金額を超過することを得ず」とした。債券発行額規制の嚆矢であった。第3条は地方長官經由で主務省の認可を、第4条は券面記載事項を、第5条は会社に備えるべき債券原簿の記載事項を、第6条は債券の譲渡の会社に対する効力を「取得者の氏名を債券及び債券原簿に記載」とし、第7条は債券原簿の展覧、第8条は両記載事項に関する取締役の責任を規定した。商法は施行されなかったが、これらの8条は8月の公布と共に施行されて債券発行の枠組みを形成した。株式の発行はすでに明治5年国立銀行条例その他の条例に直接間接に拠って開始されており、この時点で商法が施行されなくとも特段の影響を受けることはなかった。

8. 施行の延期

明治23年商法は同年12月の法律第108号によ

り明治25年12月末まで、さらに明治25年11月法律第8号により明治29年12月末まで、施行が延期された。しかしその途中の明治26年3月法律第9号により施行延期が改正されて、一部(会社・手形・破産編)は同年7月1日から施行された。また明治29年12月法律第94号により一部が明治31年6月末まで施行延期された。すなわち、施行された最初の商法でありながら、次章の明治26年商法もいまだ試行段階のものであったのである。旧商法から新商法までの論争は商法学史の大きな論点であった⁹⁾。

IV. 明治26年商法

『日本証券史資料』戦前編第6巻に拠ったテキストでは、明治26年商法第6章商事会社には明治23年法との異同が(明26法9・一部改正)の文言で明示されている。以下、異同があった場合を「*」でしめす。

1. 商事会社の種類

会社の種類は同じく第1節合名会社、第2節合資会社、第3節株式会社の3である。合名会社は「*2人以上共通ノ計算ヲ以テ商業ヲ営ム為メ金銭又ハ有価物又ハ労力ヲ出資ト為シテ共有資本ヲ組成シ責任其出資ニ止マラサルモノ」となった(第74条)。同条から「7人以下」の文言は消えた。「商号」は「*社名」となり(第75条他)、その他にもそれなりの改正があった。社員持分の譲渡に関しては変わりが無い(第99条)。合資会社の規定は異同がないが、「社員ノ数ハ制限セズ」の条文が消えた(第136条)。登記・公告事項のうちの「業務担当社員又ハ取締役ノ氏名、責任ノ有限又ハ無限」は「*業務担当社員ノ氏名」と簡略化された(第138条)。第

3節株式会社までを通して、条文の構成は明治23年法と同じであり、改正は前掲のような条文内の調整に止まった。

2. 株式会社、免許制で出発

株式会社に関する定義はまったく変わりがなく（第154条）、7人以上をもってし、かつ政府の免許を必要とする点も同じである（第156条）。かくて、日本で最初の施行商法会社法は株式会社の設立免許制で出発したのである。すでに述べたように国立銀行業、取引所業（米商会所、株式取引所）、明治23年銀行条例・貯蓄銀行条例による普通銀行業・貯蓄銀行業などは政府による免許制が定められていたが、その他の商工業会社は人民相互の契約で設立され、事業を展開していた（あるいは失敗して破綻していた）。このような非免許会社に対して施行商法はどう対処したか。商法本文には附則も経過規定もないが明治23年の商法施行条例第10条で既設株式会社は商法第156条の免許を受くることを要せず、商法施行の日より6ヶ月内に地方長官を経由して定款を主務省に差出し、その定款の認可を受ければよいとされた¹⁰⁾。この施行条例該当部分が施行されたのは明治26年7月であるから、既設会社の多くは26年7月から12月末までの間に定款の認可を受けて、商法に基づく免許会社になったと考えられる。

3. 株券の記載事項

株式の金額及び株券の記載事項には変わりがなく。株券は1株毎に1通ではあるが、定款に定めれば数株を合わせて1通とすることができるようになった（第176条）。

仮株券及び本株券に関する規定も変わりがな

かった。仮株券は明治23年法公布前後からすでに存在していたのかもしれないが、26年法の施行で法的な裏づけを持って発行されることになった。仮株券は「株式仮券状」と券面に記されることもあった¹¹⁾。株券の形態は、記名式株式では株券本体のみ、無記名式株式では利札付債券と同様に配当引換券が数十枚付いており、優先株券ともども表面の株券の名称でその旨が明示された。この時期と限らず戦前期の株券に共通する特徴を以下に記しておく。株券の表面に記載されるのはその株券の名称（「株式会社〇〇株券」、あるいは「〇〇株式会社株券」を基本に、無記名式、優先などの特別限定があればその名称が付される）、その株券の表示金額（1株50円とすれば、50円、250円、500円、1000円、2500円、5000円など）、創立以来の経緯（文章、あるいは項目別）、株主たることを証する文言（株主証）、場合によってこれらの英語表記、株券記番号、会社名称・印、株券発行年月日、会社代表者氏名・印、場合によって何らかの画像（会社建物その他事業に関連する設備など、南満州鉄道の例では走行する機関車）、全体を囲む文様、色彩は生成り色から黄色系の地色に赤系、緑系、茶系、青系、黒系などで文字が印刷されている。株券の大きさは必ずしも一定せず、24センチ×19センチが多いが、これより小さいものも間々あったようだ。

株券と株主氏名については、券面に原始株主の氏名が活字印刷で表示されていることが多いが、ないものもある。裏面に表記される裏書譲渡でも氏名が原則で住所までは表示されない。商法は株主名簿に株主の住所氏名の記載を要求しているが（記名株券では配当支払のためにも必須である）、株券の券面には記載を要求していなかった。また法人が株主として登場してい

る例も少なくなく、例えば南満州鉄道株券の券面に「東京株式取引所」の名称が印刷されているような場合もあった。

4. 株式の譲渡

株式の譲渡に関する規定は、条文としては明治23年法で示した6ヶ条と同じであるが、内容は以下の2点で多少とも変わった。第180条改正で株券の譲渡は「4分の1の払い込み前」には無効から、「登記前には」無効となった。第182条改正では株金半額払い込み前の株式の譲渡人は「会社に対して株金未納額の担保義務を負う」点で変わらないが、その対象期間は2ヶ年間に限られた。

5. 取締役の株式保有

取締役の株式保有は23年法と同じく会社定款で必要数が定められた。その株券については取締役在任中の融通を禁ずるために、23年法は「印」を押して、会社に預かり置いたが、改正後は「封印して」会社に預かり置くことになった。施行されなかったから実害はなかったものの、23年法のように「融通を禁ずる印」を押してしまったのでは、その株券はその後の流通には使いにくくなる。解くことのできる「封印」が実務的には正解だと認識されたのであろう。

6. 新株発行と債券発行の峻別

先に明治23年法の大きな特徴とした第206条は、新株発行と債券発行とを明確に区分するように整理された。会社資本の増加は「株券ノ金額ヲ増シ、又ハ新株券ヲ発行シテ之ヲ」為すとなり、債券の発行は除外された。次いで第2項で新たに「会社ハ債券ヲ発行スルコトヲ得」が明記されたのである。払い込みを怠った株主が

払い込みの催告を受けてもなお払い込まなかった場合には、23年法では会社はその株主に所有権を失ったことを宣告して、その株券を会社のものにすることができたが、26年法では会社はその株主に通知して、その株券を「公売スルコトヲ得」となった(第214条)。自己株所有の禁止のために止むを得ず会社所有になった株券を売り払うべき期間も、1ヶ月から3ヶ月になった(第217条)。会社が本支店に据え置く書類の展覧は「何人にも」から「株主及び会社の債権者」に制限された(第222条)。

V. 明治32年商法

明治26年商法は第3編破産を除いて明治32年商法で廃止された。この32年商法こそ全面施行された初の商法で「新商法」といわれた。以下は『日本証券史資料』戦前編第6巻所収条文をテキストにした。この条文には明治44年改正と大正11年改正が含まれているが、大正11年改正は第3編破産を破産法として独立させたものであり、本稿には直接の関係はない。明治44年改正については*で記した。

1. 商事会社の種類

第2編会社には第2章合名会社、第3章合資会社、第4章株式会社及び第5章株式合資会社と、第6章外国会社が含まれる。合名会社の定義は設けられず、設立には定款を作ることを要する(第49条)として定款記載事項(第50条)、その後の登記事項(第51条)が明記された。会社の内部の関係は定款又は商法に規定が無いときは組合に関する民法の規定を準用するとされ(第2節)、会社の外部の関係は第3節で定められた。持分の譲渡についてはやや詳細に、社員が

他の社員の承諾を得ずにその持分の全部又は一部を他人に譲渡したときにはその譲渡は会社に対抗することを得ないとなった（第59条）。また、会社の解散事由に「会社の目的たる事業の成功又はその不能」「会社の合併」「社員が1人になったこと」が入り、「会社契約に定めた事由」が消えた。総社員の同意を得て有限責任社員を加入させ、合資会社に変えることも*明治44年改正で可能になった。清算に関する規定も詳細になった。

合資会社については規定がさらに簡素になった。合資会社は有限責任社員と無限責任社員とを以て組織される（第104条）と明確にされ、有限責任社員は金銭その他の財産のみを以って出資の目的とすることができ（第108条）、無限責任社員の承諾があればその持分の全部又は一部を他人に譲渡することを得た（第182条）。合名会社への組織変更が可能な状況も明記された。

2. 株式会社、設立準則主義の確立

明治32年新法で株式会社に関する規定は大きく変わった。株式会社の定義と、商業を営むに非ざる場合も会社とするの規定は無くなり、設立要件としての「政府の免許」も無くなった。免許制度を廃した理由は、①商法上で法人会社や有限責任社員で構成する会社は株式会社だけではないのに、株式会社だけが免許制であるのはバランスが取れない、②株式会社に限っても一時は設立免許制度を取ったことがあるにしても、英仏初め多くの国はすでにこれを廃している、③日本の実業家から設立免許廃止の請願が多く各地商工会議所から内閣・司法省・衆議院に提出されている、④株式会社発生の初期には正当な発達を奨励するため知識経験に富む

政府の免許を必要としたが、すでにその知識経験は政府の占有の段階を過ぎた、⑤免許設立に要する時間が長く商業上の機会を失う弊害が大きい、などに求められた¹²⁾。明治20年代後半から30年代初頭にかけての事業界の実情を背景とした③、④、⑤の理由が法律構成の問題である①と②を強く裏付けたものであろう。第2編会社第1編総則第42条では「会社とは商行為を為すを業とする目的を以て設立したる社団をいう」とのみ規定された。しかしこの点は*44年改正で「商行為を為すを業とせざるも之を会社と看做す」が追加された。初期商法は狭義の「商業」「商事会社」から出発し、これを中核としたが、ここにおいてとりあえずは「商業」の縛りから解き放たれ、「政府の免許」からも解き放たれた株式会社を中核とした商法が、ようやく完成したのである。株式会社の設立には「7人以上の発起人を要」（第119条）し、発起人の作るべき定款の記載事項（第120条）を備え、発起人が株式の総数を引き受けた場合、あるいは株主を募集して創立総会を開催した場合、これを以って会社は成立することとなった（第131条～第139条）。法律に則った発起人の人数を揃え、法律に則った定款を整え、株式の総数を発起人あるいは発起人プラス募集株主が引受けて創立総会を開けば、会社は成立する。株式会社設立の準則主義がここで初めて確立されたのである。

発起人は定款を作り、下記の事項を記載し署名することを要した（第120条）。26年法に規定された目論見書や仮定款は消えた。

- 1 目的
- 2 商号
- 3 資本の総額
- 4 1株の金額

- 5 取締役が有すべき株式の数
- 6 本店及び支店の所在地
- 7 会社が公告を為す方法
- 8 発起人の氏名, 住所

26年法の目論見書が第1に掲げた「株式会社なること」は消えた。第1編総則第4章商号で第17条「会社の商号中には---合名会社, 合資会社, 株式会社又は株式合資会社なる文字を用ゆることを要す」となっていれば, 不要な文言であった。同じく「株式の総数」「資本使用の概算」も消えた。「発起人各自の引受くる株数」が「取締役が有すべき株式の数」に変わったのは, 目論見書から定款に変わった結果でもあった。他に, 公告の方法が新たに入り, 「存立時期を定めたときはその時期」は別立てとなった。

株主を募集する場合に発起人が作成する株式申込証の記載事項(第126条)も下記のように明記された。

- 1 定款作成の年月日
- 2 第120条(定款記載事項)及び第122条(定めたときは定款に記載すべき事項)に掲げたる事項
- 3 各発起人が引受けたる株式の数
- 4 第1回払込の金額
- 5 *一定の時期までに会社が成立せざるときは株式の申込を取消すことを得べきこと
株式発行の価額は券面額を下ることを得ず, 第1回払い込みの金額は株金の4分の1を下ることを得ない(第128条)とされた。「券面額」の語はここで初めて用いられた。第2節株式では株式会社の資本を株式に分かつべきこと(第143条), 株主の有限責任(第144条), 株式の金額は均一なることを要し, その最低金額は50円(一時に全額を払い込む場合には20円も可)(第

145条), 株式の共有(第146条), 登記後に株券を発行すること(第147条)などが規定された。仮株券の規定は消えた。

3. 株券の記載事項

株券の記載事項(第148条)は以下のよう定められた。

- 1 会社の商号
- 2 第141条第1項の規定に従い本店の所在地に於て登記を為したる年月日
- 3 資本の総額
- 4 1株の金額
- 5 番号
- 6 取締役の署名

第145条に定められた「一時に株金の全額を払い込まない」場合には, 払い込みがあるたびにその金額を株券に記載することが必要とされた。26年法で必要とされた社印, 取締役の印及び株主の氏名は消えた。社印と取締役の印は實際上各会社で必ずや株券に押捺するものであるが, 法的な要件とはせず, 他方26年法では無記名式株券の発行を認めなかったため株主の氏名を法的要件としたが, 32年法ではこれを認めたため, 法的要件から外したのである¹³⁾。

4. 株式の譲渡

株式の譲渡については「株式は定款に別段の定めなきときは会社の承諾なくしてこれを他人に譲渡しうる」「ただし登記の前には譲渡も譲渡の予約もできない」(第149条)となり, 定款が「会社の承諾を要する」という譲渡制限を明記していない限り, 株式には自由譲渡性があることが確認された。記名株式の移転は取得者の氏名, 住所を株主名簿に記載し, かつその氏名を株券に記載するに非ざれば第三者に対抗し得

ない（*44年改正）となった。ここで「記名株式」という語が登場したが、前述のように株券の記載事項には「株主の氏名」は入っていない。記載事項はすべての株券に共通する法的要件を採ったのである。株金全額を払い込んだ後には株主はその株券を無記名式とすることを請求しえ、またそれを記名式とすることを請求しえた（第155条）。自己株式の取得と質権を目的としてこれを受けることは禁止された（第151条）。これらを盛り込んだ株式に関する規定は倍以上に増えている。因みに株主名簿の記載事項は下記の通りである。

- 1 株主の氏名、住所
- 2 各株主の株式の数及び株券の番号
- 3 各株に付き払込みたる株金額及び払込の年月日
- 4 各株式の取得の年月日
- 5 無記名式の株券を発行したときは其数、番号及び発行の年月日

5. 取締役の株式保有

取締役は「定款に定めたる員数の株券を監査役に供託することを要」（第168条）し、職務として定款、総会決議録、株主名簿及び社債名簿を会社に備え置き、株主及び会社の債権者はその閲覧を求めることができた（第171条）。監査役に供託された株券は、取締役の任期（3年単位で伸長可能）中には当然ながら譲渡不可能であった。

6. 社債に関する規定の整備

「社債」の語はここで初めて商法に登場し、社債原簿の記載事項（第173条）が以下のように明確にされた。

- 1 社債権者の氏名、住所

- 2 債券の番号
- 3 社債の総額
- 4 各社債の金額
- 5 社債の利率
- 6 社債償還の方法及び期限
- 7 数回に分ちて社債の払込を為さしむるときは其払込の金額及び時期（*44年追加）
- 8 各社債に付き払込みたる金額及び払込みの年月日
- 9 債券発行の年月日
- 10 各社債の取得の年月日
- 11 無記名式の債券を発行したときは其数、番号及び発行の年月日

社債に関しては独立した第5節（第197条～第207条）が設けられて詳説された。社債の募集（発行）は株主総会の過半数決議による（第199条）、払込み株金額までの総額規制（第200条）、前に募集した社債総額の払込みの後でなければさらに社債の募集をできない（*第200条の2）、各社債の金額は20円を下ることを得ず（第201条）、償還金額が券面額に超ゆべきことを定めたるときは其金額は各社債に付き同一なること（第202条）、社債申込証制度（第203条、*44年全条改正）、社債総額引受の規定（*第203条の2）、社債募集完了後は取締役は遅滞なく各社債に付き其全額又は第1回の払い込みをさせる（*第204条）、社債募集の委託を受けたものの行為（第204条ノ2、*44年追加）、登記（第204条ノ3、同前）となった。

社債の募集に応じようとするものは社債申込証2通に引受ける社債の数及び住所を記載し署名することが必要であった*。社債申込証は取締役が作り、以下の事項を記載せねばならなかった。

- 1 会社の商号

- 2 第173条(社債原簿)第3号乃至第7号に掲げたる事項
- 3 社債発行の価額又は其最低価額
- 4 会社の資本及び払込みたる株金の総額
- 5 最終の貸借対照表に依り会社に現存する財産の額
- 6 前に社債を募集したるときは其償還を了えざる総額

また社債発行の最低価額を定めたときには社債応募者はこの申込証に応募価額を記載することを要した。債券は社債全額の払い込みの後でなければ発行できず(*第205条)、債券の券面には会社の商号、社債原簿記載事項の2~6号の記載及び取締役の署名が必要とされた。

株式と異なり、社債には「譲渡」の語は用いられず、「記名社債の移転は取得者の氏名、住所を社債原簿に記載し、その氏名を債券に記載する」ことで第三者に対抗できた(*第206条)。記名株券の無記名化請求等は社債にも準用された(第207条)。この段階では株券も社債も記名式が基本だったのである。また、優先株の発行は増資に限り認められ(第211条)、数種の優先株の発行も可能であった(*第212条の3)。

7. 株式会社合資会社と外国会社

合名・合資・株式会社に加えて無限責任社員と株主とで構成する株式会社合資会社を置いたのがこの明治32年法の1つの特徴であった。無限責任社員については合資会社の規定が準用され、同社員が発起人となって定款を作り、株主を募集して、会社を創立する(第235条~第241条)。株式の譲渡には特に規定が無く、組織変更して株式会社になることは可能であった(第252条)。また第6章の外国会社とは「外国会社が

日本に支店を設けたとき」は「日本に成立する同種のもの又は最もこれに類似するものと同一の登記・公告をなすことを要す」として、外国会社の株券・債券の発行及びそれらの移転に日本の規定を準用することを明記した。最後に置かれた罰則は、上述のすべての会社について、発起人、取締役、株式会社合資会社の業務執行社員、監査役、検査役、支配人、清算人が行う違法行為に、最高で懲役・禁錮1年又は1000円の罰金を課したものである(最低は10円の過料)。

VI. 昭和13年商法改正

戦前期商法の大改正が行われたのは昭和13年である。昭和13年商法改正法のテキストは『日本証券史資料』戦前編第6巻所収のものに拠った。

1. 株式会社関係規定の充実

第2編会社に含まれる会社は第2章合名会社、第3章合資会社、第4章株式会社、及び第5章株式会社合資会社の4種類に第6章外国会社で、従前と変わりはない。合名会社については条文がかなり増えたが、基本は変わっていない。合資会社については条文の数はほとんど変わらないが、内容が充実した。これに対して株式会社の章は第5節社債が詳細になり、第7節会社ノ整理が新設され、1節ずれて第9節清算も詳細になった。節・款も増えたが、条文数も3倍弱と激増した(第4章第165条~第456条)。

株式会社の発起人が作る定款の記載事項からは「取締役が有すべき株式の数」が消えて(第166条)、取締役が必ず株主である必要はなくなった。この点については改めて述べる。第166条には会社が公告を掲げるのは「官報又は

時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙」と明示された。明治32年法では単に「会社が公告を為す方法」とあったのみである。定款に記載しないと効力を有しない事項には、数種の株式の発行並びにその各種の株式の内容及び数と、会社の成立後に譲受けることを約束した財産、その価格及び譲渡人の氏名が入った（第168条）。同条には現物出資は発起人に限ることが追加された。株式申込証の記載事項には株式の譲渡の制限、株券の裏書の禁止又は株主の議決権の制限を定めたときにはその規定が、また株金の払込み取扱銀行・信託会社及びその取扱場所が入った（第175条）。

2. 株式の譲渡

前項ですでに株式申込証に株式の譲渡の制限について記載すべきことを明確にした。しかしこれを定款の記載事項若しくは定款に記載しないと効力を有しない事項とはしていなかった。株式の譲渡について基本的な規定は以下の第204条である。

第204条株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得但シ定款ヲ以テ譲渡ノ制限ヲ定ムルコトヲ妨グズ
株券ノ発行前ニ為シタル株式ノ譲渡ハ会社ニ対シ其ノ効力ヲ生ゼズ

何の制約もつけずに「株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得」としたことで、（実際に市場の内方で流通が可能かどうかはともかく）法的には株式の無条件の譲渡性、すなわち自由譲渡性が法文上で確認されたものである。明治法にあった「会社ノ承諾ナクシテ（他人ニ譲渡スルコトヲ得）」の文言は消えた。ただし、「定款ヲ以テ其ノ譲渡ノ制限ヲ定ムルコトヲ妨グズ」の文言が入ったが、これは「会社ノ承諾ナクシテ」よりはソフトである。定款に記載し譲渡制限を明

確にすることは「妨げない」が、しかし、すでに見たように、定款に記載しなければ効力を生じない事項ではない。株式申込証に記載して申込人に周知徹底してあれば、必ずしも定款に記載しなくとも良い事項ということになる。

記名株式の譲渡は株券の裏書によって行うことができ（第205条）、しかしその移転は取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載しなければ会社に対抗しえず、裏書以外の記名株式の移転は同じく株主名簿に記載し、かつ株券に氏名を記載しなければ第三者への対抗はできない（第206条）となった。この規定は実務的には非常に大きな意味を持った。従来は白紙委任状付記名株券の譲渡が一般慣習として認められてきた。譲渡人が記名株式の株券に名義書換の白紙委任状及び処分承諾書を添付して譲受人に交付し、譲受人はさらにこれを次なる譲受人に交付し、これを繰り返して最後の譲受人が白紙委任状に己の又は任意の第三者の氏名を補充して、会社に対して株主名簿の変更（書換）を要求するのである。新法はこの方法を禁止はしなかった。しかしこれと同一の目的を達するために、株券の裏書により株式の譲渡をなしうることを定めたのである。株券の裏書は手形の裏書に準じて手形法の該当規定が準用されることになった。

3. 自己株式の取得

記名株式を質権の目的とする場合が規定された（第207条～209条）のも初めてであった。その上で、第210条では会社の自己株式取得及び質権目的で受けることを禁止した。この禁止は従前どおりであるが（旧法第152条）、本法では例外事由として①株式の消却、②合併又は他の会社の営業全部の譲受けによるとき、③会社の

権利の実行に当たりその目的を達するために必要とき、の3点が挙げられた。旧法同条でも資本減少の規定に従う消却は認めており、また定款の定める所で株主に配当すべき利益で消却することは可能であったが（これらの点は新法では第212条に独立）、②と③が加わったことで、自己株式取得に関して会社の自由度が若干増したことになる。

4. 株券の記載事項

株券の記載事項には、数種の株式あるときはその株式の内容、及び株式の譲渡制限又は株券の裏書の禁止を定めたときはその規定、が追加された（第225条）。無記名式の株券発行には株主の請求だけではなく「定款に定めある場合に限り」と制限がついた（第227条）。公示催告の手続きによる株券の無効化、喪失株券の除権判決による再発行も定められた（第230条）。

5. 取締役の株式保有

すでに見たように、定款からは旧法にあった「取締役が有すべき株式の数」の項目が消えた。すなわち法的には「取締役は株式を有すべき」ことが強制されなくなった。明治32年法以来39年、ロエスレル草案以来とすれば54年を経て、ようやく法的に所有と経営の分離が明確になったのである。会社の発起人が株主となり、その株主の中から経営者が選出されるという初期株式会社時代の時代がここで終了したということもできる。とはいえ取締役が株式を持たない時代に入ったわけではない。法的な強制は外れたが、多くの株式会社では従来どおり取締役が株式を持った。ただしそれは各会社の定款に拠ることになったのである。第259条は「定款ヲ以テ取締役ノ有スベキ株式ノ数ヲ定メタル場合ニ於テ

別段ノ定ナキトキハ取締役ハ其ノ員数ノ株券ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス」であり、会社と取締役保有株式との関係には変わりがない。

6. 社債に関する規定の充実

株式会社の中でも社債に関しては特に条文が増え、新たな規定が加わった。旧社債償還のためにする社債の募集では旧社債の額は社債総額中に参入しない（第297条）、同一種類の社債では各社債の金額は均一か、最低額で整除しうる（第299条）となった。社債申込証の記載事項も下記のように充実した。*は新設項目である。

- 1 会社の商号
- 2 社債の総額
- 3 各社債の金額
- 4 社債の利率
- 5 社債償還の方法及び期限
- 6 利息支払の方法及び期限*
- 7 数回に分かちて社債の払い込みを為さしむるときはその払込の金額及び時期
- 8 社債発行の価額又はその最低価額
- 9 債券を記名式又は無記名式に限りたるときはその数*
- 10 会社の資本及び払込みたる株金の総額
- 11 最終の貸借対照表に依り会社に現存する純財産額*
- 12 旧社債の償還の為第297条第1項及び第2項の制限を超えて社債を募集するときはその旨*
- 13 前に社債を募集したるときはその償還を了えざる総額
- 14 社債募集の委託を受けたる会社あるときはその商号*
- 15 社債の応募額が総額に達せざる場合に於

いて前号の会社が其の残額を引受くべきことを約したときはその旨*

2～5項及び7項は旧法では2項にまとめられていたものであり、11項は旧法では「財産額」となっていたものが「純財産額」と改められた。14項の社債募集の委託を受けた会社がある場合にはその商号及び15項の社債の応募額が総額に達しないときに委託会社が残額引受を約束したときはその旨、の記載は新たに追加された。社債募集の委託を受けた会社については以下のように別途規定が作られた（第309条～第314条）。

第309条 社債募集の委託を受けたる会社は社債権者の為に社債の償還を受けるに必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を為す権限を有す

第310条 社債募集の委託を受けたる会社2以上あるときの共同行為

第311条 同上の連帯義務

第312条 社債募集の委託を受けたる会社の辞任

第313条 同上の解任

第314条 同上の事務の承継者

新設された社債権者集会の款は以下のように第319条から第341条までの実に23条に及ぶ。

第319条 社債権者集会は本法に規定ある場合を除くの外裁判所の許可を得て社債権者の利害に重大な関係を有する事項につき決議を為すことを得

第320条 社債権者集会は社債を発行したる会社又は社債募集の委託を受けたる会社之を招集する

これらの文言が端的に示すように、日常的には株主総会のような集会・決議の規定が無い社債権者に、発行会社の元利払い不履行などの異

常状況の下で集会・決議の権利を定めたものである。招集者は決議の日より1週間内に決議の認可を裁判所に請求することを要する（第325条）が、裁判所はその手続き・内容が不公正・不当であれば認可することができない（第326条）。その決議は裁判所の認可で効力を生ずる（第327条）。数種の社債を発行した場合には社債権者集会は各種類の社債につき召集された（第338条）。第320条で、社債権者集会の召集において発行会社と社債募集の委託を受けた会社とは同一の権限を有している。社債発行において新たに規定された「募集の委託を受けた会社」は突如として非常な権限を持つように仕組まれたのである。その背景には大正末期から昭和にかけて、自由市場時代の社債発行が多くのデフォルトを生じ、その反動として銀行・保険会社などの大社債引受・保有者の中から社債浄化運動が起こり、無担保社債発行を自粛し、担保付社債発行を進めたと言う実情があった¹⁴⁾。無担保社債は証券業者が引受けて発行できたが、担保付社債となると明治38年担保附社債信託法の規定により担保の受託会社を置かねばならず、担保の受託会社には銀行あるいは信託会社しかなることができなかった。では「募集の委託を受けた会社」になることができるのはどこか。

昭和13年商法改正と同時に商法施行法も改正された。この改正は商法それ自体の改正とは逆方向で条文数は減少した。問題は次の1条にある。

第56条 銀行又ハ信託会社ニ非ザレバ社債募集ノ委託ヲ受ケ又ハ新法第314条ノ事務承継者ト為ルコトヲ得ズ

すなわち、担保付社債の発行に当って、担保の受託会社も、募集の受託会社及びその事務承

継者も、全て銀行又は信託会社でなければならぬこととなった。無担保社債の発行が事実上禁止された状況で（もちろん法的にこれを禁止するようなことはできないが）あれば、証券業者は社債発行に一切関与できないことになったのである。新法施行前に社債募集の委託を受けた場合には適用されず（第56条後段）、また戦時金融統制の下で社債発行そのものが圧縮され、無担保の特殊社債や地方債などの発行があったため、証券業者の債券発行業務が突如として壊滅したわけではなかった。また、一部の大証券会社には昭和13年有価証券引受業法で「他の法律の制限に拘らず社債募集の委託を受け又は社債募集の委託を受けたる会社なきに至りたる場合の事務承継者と為ることを得」（第5条）と認められた¹⁵⁾。しかし、銀行・信託・保険などの連絡会で決定した無担保社債発行禁止の申合わせを、すなわち民間金融界の申合せに過ぎないものを、戦時統制下の商法改正と商法施行法改正が法的な強制として、あえて証券業者の本来的機能を封鎖したことには間違いがない。多くの証券業者は下引受に甘んじざるを得なかったのである。戦後、これが問題にならないわけではない。しかし商法及び商法施行法の改正ではなく、新たな証券取引法の条文で「社債募集の受託の禁止」「証券業者は、社債募集の受託会社となることができない。②証券業者は、他の法律の規定にかかわらず、すべて引受人となることができる。」（第45条）として、微妙な文言の食い違いを抱えつつ商法及び商法施行法に特例を設けて対応する方法をとったのは、金融界全体としての力のバランスを考えた妥協策であった。

7. 転換証券の新設

昭和13年法では転換株式（他の種類の株式に転換することを請求し得る株式）と転換社債（株式に転換することを請求し得る社債）の規定も新設された（第359条～第369条）。

第359条資本増加の場合ニ於テハ定款ヲ以テ株主ガ其ノ引受タル新株ヲ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ請求シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

第364条社債募集の場合ニ於テハ社債権者ガ社債ヲ株式ニ転換スルコトヲ請求シ得ベキ旨且転換ノ限度ニ於テ資本ヲ増加スベキ旨ヲ決議スルコトヲ得

転換によって発行すべき株式は全額払込済みのものとされ、かつその株式の金額は転換すべき社債の発行価額を超えることはできなかった（第365条）。転換株式については関連事項を株式申込証、株券及び株主名簿に、転換社債については同じく社債申込証、債券及び社債原簿に記載することを要した。資本増加の登記及び社債の登記にもこれらの登記が必要とされた。

8. 会社の整理

会社の解散・清算については第381条から第456条までの76条に及び、旧法の14条を大きく修正した。まずは第7節で会社の整理を新設し、「会社の現況その他の事情により支払い不能又は債務超過に陥る虞があると認めるときには、裁判所は取締役、監査役、大株主又は大債権者の申し立てにより整理の開始を命ずることができる」（第381条）となった。整理が終了し、又は整理の必要がなくなったときには裁判所は整理終結の決定を為すことができ（第399条）、整理の見込みがないときには職権で破産法に従い破産の宣告をなす（第402条）。会社の

解散については、その事由から「株主が7人未満に減じたること」が消えて「営業全部の譲渡」が入った。続いて合併存続、合併設立などの項目が新設された。会社の清算についても、特別清算の款が新設され、「清算の遂行に著しく支障をきたすべき事情があると認めるときは裁判所が会社に対して特別清算の開始を命じうる」となった。株式会社合資会社、外国会社については大きな変更はなく、簡素だった罰則は条文が増えて、量刑も最高で7年以下の懲役又は1万円以下の罰金、5千円以下の過料となった。

Ⅶ. 商法に対する特別法に見る証券関係規定

1. 平時法

ここでは商法に対する特別法として、証券市場に関連のあるものを取り上げた。業種で見れば銀行業と鉄道業である。無論、取引所業も関連が深いが、それは取引所業が免許制株式会社であったという点が中心で、発行証券等について特段の規定があったわけではなかった。

銀行業に関する法令として、まずは明治5年国立銀行条例がある。明治5年国立銀行条例は商法会社法はおろか憲法もない時代に「銀行」業株式会社の枠組みを示した点で、いわば近代日本法令上の株式会社及びその証券関係規定の先駆となった条例である。紙幣発券銀行の設立条例としての特色は措き、商法の歴史に見たと同様の証券関係の規定を見ると¹⁶⁾、第15条「---銀行ノ取締役ハ必ス自力ヲ以テ成規第51条ニ規定スル所ノ株数ヲ所持シタル者ニシテ其総員ハ5人以上」と取締役の株式保有を明示し、第18条「---資本金額10分ノ8ヲ政府ヨリ

発行スル所ノ公債証書ニテ---預クヘシ」では、資本金を公債で払込むことから資本金（株金）の概念がいささか曖昧になるような感じがある。第3章では資本金10万円以上の銀行では株式は100円又は50円に、10万円～5万円では50円又は25円に分割する（第28条）、資本金は開業前に10分の5、残りは10分の1各月賦入金（第30条）、株主牒（株主名簿に当る）への記載事項（第34条）、銀行の株式は成規第27条第30条に規定する手続きにより売買譲与することを得る（第38条）、資本金額の増減は社中の格段の決議及び紙幣頭の承認により行う（第40条、第42条）などが定められたが、株券そのもの、又は株式申込証などについての規定はまったくなかった。株式券状の雛形は国立銀行成規にあり、（当時は株式取引所も存在していなかったので）株式の「売買譲与」は「売渡人、買受人双方が相当な証人の眼前で売買証書に連印し株式券状と共に銀行へ差し出す」形式をとった。社債あるいはこれに相当する債務については触れるところがなかった。

次に中央銀行である日本銀行についてその条例を見ておきたい¹⁷⁾。日本銀行は明治15年から昭和17年までの間、日本銀行条例によって株式会社として設立され活動しており、株式取引所にも上場していた。日本銀行の「営業」は基本的に商業金融であり、資本市場証券が関るのは「公債証書政府発行の手形其他政府の保証に係る各種の証券を抵当とし当座勘定貸又は定期貸を為すこと」（第11条）に限られ、逆に「営業に關涉することを得ない」ものとして、①不動産及び銀行又は諸会社の株券を抵当として貸金を為すこと、②本銀行の株券に対して貸金をなし又はこの株券の買戻しを為すこと、③諸工業会社の株主たるはもちろん直接間接を問わず工

業に関係すること、等が明記された(第12条)。しかし、経済発展の未熟な段階から諸工業を発達させるためには商業金融の領域に止まることができず、諸株式を直接間接に担保にした手形割引が行われてきたことは『日本銀行百年史』で跡付けることができる。日本銀行条例では1株200円(第4条)、全て記名式で日本人以外には売買譲与することを許さず(第5条)、株主とならんとするものは大蔵卿の許可を受けべし(第6条)となっていたが、取締役の株式保有は触れられていなかった。翻って昭和17年日本銀行法は、専ら国家目的の達成を使命とし(第2条)、資本金1億円の内政府が5500万円を出資する出資法人となった。この出資証券は引き続き株式取引所に上場された。業務には商業手形等の割引に次いで「手形、国債その他の有価証券、地金銀又は商品を担保とする貸付」が入り(第20条)、株式担保貸付は否定されなかった。第25条「日本銀行は主務大臣の認可を受け信用制度の保持育成の為必要な業務を行うことを得」が証券市場に大きな意味を持つようになるのは戦後昭和40年の証券恐慌時、山一証券等に対する特別融資の実施に当たってである。

明治期の企業発達過程において、とりわけ初期の時代に重要であったのは鉄道業であった。政府は可能であれば最初から鉄道業を国有事業として行うことを期待していたようだが、これは当初の財政難では不可能で、明治14年の日本鉄道会社以後陸続と私設の鉄道が事業化されていった。こうした状況を受けて出されたのが明治20年私設鉄道条例¹⁸⁾で、発起人の引き受けるべき株数は総株数の10分の2以上(第2条)、会社はその財産の全部もしくは一部を抵当として負債をなすことを得るが金額は払込資本金額

の10分の5まで、毎期の負債元利金支払いが先で株主配当は後とされた(第32条)。この負債は必ずしも社債を意味しないが、鉄道業にとって負債の重要性を明示したものと扱った。明治32年商法が施行された後に制定された明治33年私設鉄道法¹⁹⁾でも発起人の引受は総株式の10分の1以上(第8条)であるが、株式の引受は金銭に限り、かつ株金の第1回払込み金額は株金の10分の1まで下ることを得た(第9条)。10分の1からの開始は商法の4分の1からに比して鉄道業に対する大きな優遇を意味した。もっとも、社債発行については主務大臣の認可が必要で、総株金の4分の1以上の払込があった後でなければ募集はできなかった(第29条)。この点では一般業種と同列に置かれたといえる。条例に続き同法にも「政府は本免許状交付後満25年で鉄道・付属物件を買い上げる権利を保有し」(第72条)、その買上げ価格は「前5年間の株券価格を平均して定める」(第73条)規定があった。鉄道株式が市場でもはやされた根拠の1つはここにあっただろうといえることができる。

明治39年鉄道国有法²⁰⁾により、政府は明治39年から48年の間に北海道炭礦鉄道株式会社から九州鉄道株式会社までの全国17私設鉄道株式会社所属の鉄道を買収することになり、明治40年10月には国有化を完了した。実際を買収価額は「最終6営業年度の建設費に対する益金の平均割合を買収日の建設費に乗じた額の20倍」(第5条)とされたので、市場における株価は考慮されなかった。買収代価は買収の日より5年以内に券面金額で5分利付き公債証書形で交付され、会社残余財産の分配も同公債で為された(第12条)。すなわち、鉄道株式は5分利公債に置き換えられ、株式市場からは退場した。国有

鉄道が再び株式会社組織の「私設鉄道」として復活するのは実に80年の後である（昭和62年）。この間、日本の株式市場は最大の上場業種を失った市場になった。

鉄道業の他に、銀行業にはいくつかの特別銀行法があり、これらは主としてその特別目的の資金調達のために債券発行の限度額において、商法の特例が規定された。日本勧業銀行、農工銀行、日本興業銀行などであった²¹⁾。これらとは別に、一般法令として明治23年銀行条例²²⁾があった。最初の商法公布の4ヶ月後に制定されたものである。この条例は「日本銀行横浜正金銀行国立銀行には適用せず」（第11条）として、これら以外の第1条に掲げる業務を行うものをすべて「銀行」として対象にし、銀行事業を営もうとするものはその資本金額を定めて地方長官を経由して大蔵大臣の認可を受けるべしとした（第2条）。しかし株式会社か、個人出資かといった組織形態は触れられておらず、したがって証券関係の規定もない。昭和2年銀行法²³⁾は銀行の定義を明確にし（第1条）、主務大臣の免許を規定し（第2条）、資本金100万円以上の株式会社（勅令による指定地域に本支店を持つときは200万円以上）でなければならぬとした（第3条）。銀行は商号中に「銀行」の文字を用い、銀行でないものはこれを用いることが禁じられた（第4条）。銀行は担保付社債信託法による担保付社債に関する信託業を営み、又は保護預かりその他の銀行業に付随する業務を営む以外には、他の業務を営むことは禁じられた（第5条）。現に第5条の業務以外の業務を営む銀行は同法施行後5年を限りその業務を継続することができた（第43条）。第4条、第5条及び第43条により、証券業務を中心に行ってきた銀行は、銀行法の昭和3年施行から

5年以内に銀行業務専業とするか銀行業務を捨てるかを決断せねばならなくなった。金融恐慌ですでに破綻した神田銀行を除き、小池銀行の債券部門は昭和5年に独立して小池証券に、藤本ビルブローカー銀行は昭和8年に藤本ビルブローカー証券に転換した。銀行法は銀行・証券の分離を銀行の側から明確にしたのである。

2. 統制法

準戦時・戦時下に陸続と登場した経済統制法令は自由市場経済を国家目的の遂行を最上位においた統制経済に組み替えるものであり、多岐多様に亘った。本項では証券関係の規定として非常に大きな意味を持ったもののみ取り上げる。国内の金融においては昭和12年の臨時資金調整法²⁴⁾が大きな転換点を形成した。財政面ではすでに昭和11年2月の2・26事件の後、高橋是清蔵相亡き後の馬場蔵相の下で公債漸減主義政策は放棄され、低金利政策がさらに進められて5月には第1回の3分半利付国庫債券が発行され、翌13年3月には臨時租税増徴法・法人資本税法などの公布で増税が断行された。7月1日、盧溝橋事件の勃発は、日華事変の発端へつながり、9月10日には第4次臨時軍事費特別会計法が公布施行されたその同日に、臨時資金調整法は公布された。同法は「支那事変ニ関連シ物資及資金ノ適合ニ資スル為国内資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的ト」した（第1条）。調整とは「統制」の強制的な語感を避けただけのものであろう。金融機関（銀行、信託会社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫、北海道地域の信用組合連合会）及び証券引受業者は、以下の行為を行おうとするときは命令の定めにより政府の許可を必ず受けねばならなかった（第2条）。

○事業に属する設備の新設、拡張若しくは改

良に関する資金の貸付

○有価証券の応募、引受若しくは募集の取扱金融機関又は証券引受業者が、これらの行為について「同法の目的に従い、政府の適当と認める方法によって」自治的に調整するときは前条の規定は適用されなかった（第3条）。

会社の行為についても「資金調整」に関する分は政府の認可を必要とした（第4条）。

○命令の定める会社の設立

○命令の定める資本の増加、合併又は目的変更

○命令の定める会社の第2回以後の株金の払い込み

○（株金の払込み、社債の募集又は金融機関借入れ）以外で、命令の定める限度を超えて事業設備の新設、拡張又は改良を行おうとするとき

○他人に引受又は募集の取扱をさせずに社債を募集しようとするとき

これらの許可・認可業務は日本銀行が取扱い、その事務は「公務」と看做された（第5条）。金融機関のうちでは日本興業銀行の債券発行による資金調達は特別に優遇され（第6条、第7条）、命令の定める会社のうちでは時局に緊要な事業を営むものはやはり優遇された（第8条、第9条）。資金使用の調整に関して重要な事項は臨時資金調整委員会で調査審議し（第11条、第12条）、また政府は日本勧業銀行に貯蓄債券（金額20円）の発行をさせることができた（第13条、第14条）。興業債券及び貯蓄債券発行の限度拡大等の改正は何度も行われた。

「命令で定める」という命令は、臨時資金調整法施行令で、同法の適用を受ける事業資金使用額は1口10万円以上（第1条）、有価証券応募・引受等は額面総額50万円以上、別に許

認可ある場合は適用せず（第3条）、会社関係の認可は資本金50万円以上あるいは合併後50万円以上（第4条、第5条）、例外となる時局緊要事業は航空機製造事業から石油鉱業等までの8類（第9条）と定めた。その後昭和13年8月には早くも事業資金使用額は5万円、さらに3万円へと、会社資本金額は20万円へと切下げられ、適用範囲は厳しく、広範になっていった。臨時資金調整法による政府の許可・認可の標準及び金融機関又は証券引受業者が自治的調整を行う場合の基準として事業資金調整標準が別に定められた。全事業をその内容により、甲、乙、丙の3段階に区分けて優先順位を明示したものである。考え方は以下の通りである。

甲 生産力拡充計画産業と兵器製造業・航空機製造業及びこれらと密接な関係を持ち、設備の新設・拡張等を要する産業

乙 甲と丙に属さないが、場合により設備の新設・拡張等を要するもの

丙 生産力過剰な産業、奢侈品その他当面国家全般の見地より見て必要の度薄き物品に関する産業、及び差当たり適当ではないと認めるもの

丙に分類されたものには紡績・織物、写真機・蓄音機、ガス・水道器具、石鹼・化粧品、致酔飲料・調味料製造業、百貨店業、金融業、保険業、その他（取引所、市場業、証券業）、及び雑業などがあつた。事業の資金調達や規模の拡大などは自由市場では株式会社が株主総会及び取締役会で決定できる事柄であるのに、臨時資金調整法はこれらを徹底的に統制した。自由市場はごく低レベルの活動を除いて、ほぼ息絶えたというべきであろう。

すでにこうした状態になっている産業、会社の上に決定的な枷をはめたのが昭和13年の国家

総動員法である。国家総動員とは「戦時に際して国防目的達成のために国の全力を最も有効に發揮させるように人的及び物的資源を統制運用する」ことをいった（第1条）。総動員物資の定義（第2条）、総動員業務の定義（第3条）、徴用の権限（第4条）、協力要求の権限（第5条）、労働関係の命令権限（第6条、第7条）、総動員物資の生産等・輸出入等・使用・取用等の命令権限（第8条～第10条）を経て、問題は第11条にあった。同条はすでに臨時資金調整法が対象とした「会社の設立、資本の増加他」についての制限・禁止に加えて、「会社の利益金の処分、償却その他経理に関し必要な命令をなし」又は「金融機関が行う資金の運用、債務の引受若しくは債務の保証（後に追加）に必要な命令をなす」ことを可能にした。さらに第12条は総動員業務を行う会社の設備費用のための社債発行は商法の規定に関らず勅令で定められるとした。第18条では当該事業の統制又は統制のためにする経営を目的とする組合（後に団体と改正）の設立を命ずることができた。1年後の昭和14年会社利益配当及資金融通令は国家総動員法第11条の規定により制定された命令であった。資本金20万円以上の会社は主務大臣の許可を受けなければ基準配当率を超える率で毎事業年度の利益配当をすることができなくなった（第2条）。基準配当率に年100分の1以下を加えて100分の10以下の場合、又は年100分の6以下の場合には例外とされた（同前）。基準配当率とは、直近の配当が決定されている会社ではその最終配当率、配当が無かった会社では100分の6であった（第3条）。配当率の最低は100分の6であるが、多くの有配会社は100分の10から18の実績があった当時、現実的な最低率は100分の10と観念されたと思われる。配当率決

定の自由は失われ、配当目的の株主にとって株式保有の意味は著しく薄くなったのである。同令は昭和15年会社利益配当及資金融通令の制定により廃止された。昭和14年価格等統制令も同じく国家総動員法の第19条の発動によった。

昭和15年銀行等資金運用令も総動員法第11条の発動によるものであった。この銀行等には臨時資金調整法のいう金融機関に、朝鮮金融組合連合会、東洋拓殖株式会社、台湾拓殖株式会社、南洋拓殖株式会社を加えて「金融機関」としたものに、証券引受会社、ビルブローカーを加えて、その資金運用に関する命令を定めたものである。臨時資金調整法が中長期資金を対象としたのに対して、同令は短期流動資金までを対象とした。昭和15年会社経理統制令も無論総動員法第11条の発動によった。第2条では「会社は国家目的達成のため国民経済に課せられた責任を分担することを以て経営の本義とし」と明記され、経理に関して資金の有効活用と資源の濫費の回避、経費支出・資産償却の適正、役員社員等の給与とその支給方法の適正、利益分配の適正と自己資金の蓄積を遵守することとされた。会社の上に国家目的が置かれ、自己資金の蓄積が明記されたことは会社経理には決定的な重石となった。第2章利益配当及び積立金では、資本金20万円以上の会社は、年100分の8（配当総額の自己資本に対する割合）と直前の事業年度の配当率の低い方をを超える率で配当をしようとするときには主務大臣の許可が必要となった。後段の規定を併せて、100分の10から100分の6が可能な配当率といえた。当該会社の利益の実情に照らし配当率が過大と認められたときや、自己資金の蓄積が必要と認められたときには、主務大臣は会社に対して期間を定めて適当な配当率を指定することができた（第4

条)。第3章役員及び社員給与の主務大臣許可制以下、有価証券の取得又は処分にも許可が必要(第33条)、第5章経理検査に至るまで、株式会社はもはや自由な活動をほぼ完全に封じられたといえる。

太平洋戦争期には企業整備と直接的統制の強化が始まる。昭和18年6月には戦力増強企業整備基本要綱が発表された。「戦争の完遂を確固不拔ならしむる為国民戦時生活の確保を期しつつ皇国の総合戦力就中直接戦力を急速且最高度に増強する目的を以て従来の企業整備の趣旨を拡充し新たなる構想の下に企業整備を実施する」の方針で、生産力の重点部門への集約を掲げ、工場を操業・保有・転用・廃止に4区分し、転廃業者及び廃止企業の従業者には必要に応じ資金援助を行うものであった。企業整備に関して必要な資金の供給は迅速円滑に行い(産業設備営団、国民更生金庫、各種補助金等)、実情に応じ財政金融措置を採るが別途資金の浮動化防止策の必要が考えられた。同年6月の企業整備資金措置法である。政府が行った損失補償、補助金、買収代金などの債務は債主の特殊預金や特殊金銭信託とするよう命令でき(第3条)、こうした金銭債務の決済方法はこの両者のほかに債務者特殊借入金、戦時金融金庫特殊借入金、政府特殊借入金を併せて5種に限定された(第5条)。重要事項について政府の諮問に応じる企業整備資金委員会も置かれた(第26条)。

昭和18年10月には国家総動員法第18条の規定に基き統制会社令が発動された。統制会社は「国民経済の総力を最も有効に発揮せしむる為物資の生産、配給その他の事業の統制の為に経営を行うことを目的とする株式会社」で(第2条)、行政官庁が設立を命じ(第3条)、

その業務を監督した(第22条)。同年同月の軍需会社法は兵器、航空機、戦艦等に関する軍需会社について(第2条)、「戦力増強の国家要請に応じ全力を発揮し責任を持って軍需産業の遂行に当たるべし」(第3条)とするもので、政府は軍需会社に生産責任者を選任させ、生産から定款の変更その他、補助金の交付、損失補償、利益保証(第13条)、監督上必要な命令その他を行うことができた。軍需会社に対する資金融通に関する件では軍需融資指定金融機関が軍需会社に対する適時、簡易、迅速かつ適切な資金融通を担当した。昭和20年2月には軍需金融等特別措置法ではさらに政府は軍需の各事業者に対して軍需金融機関を指定し(第2条)、「簡易、適時」な融資を制度化した(第4条)。「適時」よりも「簡易」が先に来ていることが注目される。

昭和16年8月の重要産業団体令も国家総動員法第18条の発動によるもので、「重要産業における事業の統制を目的とする団体」について定めた(第1条)。団体は統制会及び統制組合であり、統制会は「国民経済の総力を最も有効に発揮せしむる為当該産業の総合的統制運営を図り且当該産業に関する国策の立案及び遂行に協力することを目的とし」(第4条)、産業別に設立(第5条)、統制組合は「総合的」ではなく、「国策立案」に関らず(第37条)、一定地区において産業別に設立された(第38条)。統制組合の理事長は所属統制会の会長が命じ、所属統制会がない場合は経験者・学識者から主務大臣が命じた(第44条)。金融事業に関しては昭和17年金融統制団体令が国家総動員法第18条により設けられた。金融統制団体とは全国金融統制会、業態別統制会、統制組合及び地方金融協議会(第2条)であり、日本銀行、業態別統制会

その他を会員とする全国金融統制会（第5条）が最高位にあった。実態としては日本銀行が頂点にあり、条文の半ばは全国金融統制会に関するものであった。残る半ばは業態別統制会、統制組合（一定地区内）、地方金融協議会（一定地区内における金融事業相互間の連絡調整）に当てられた。全国金融統制会の会長は日本銀行総裁であり、第1号業態別統制会の統制規定の設置等に関する件、第2号資金の吸収及び運用の計画に関する件、第3号有価証券の応募、引受又は買入等に関する件、第4号資金の融通に関する件、第5号金利等の調整に関する件の5号よりなる統制規定を持った。また、自由市場を前提とした取引所が統制取引所に転換された昭和18年日本証券取引所法については（その過程で主要上場業種であった取引所業の退場を決定した点で興味深いのであるが）割愛した²⁵⁾。

結び

明治17年ロエスレル商法草案～明治23年商法（公布法）～明治26年商法（施行法）は株式会社免許制と証券流通に対する消極主義とでもいべき簡素な規定により、初期株式会社時代に対応する商法であった。これに対して明治32年商法は株式会社設立準則主義と証券流通に対する原則的自由譲渡性確立の点で、株式会社発展の時代の可能性を映し出す商法となった。その発展には自由の裏側にある乱調の可能性も大いに含まれており、対象から昭和初期にかけてのこの乱調の苦い結果をある程度反映したのが昭和13年改正であったと見ることができる。とはいえ、時すでに準戦時体制下、商法に対する特別法として多くの統制法がこの後陸続と登場する。これらの統制法が必ずしも時限立法ではな

く、恒久法のイメージで成立したことは日本の特殊性ではないかと思われる。

高田晴仁氏によれば「実質的意義の〈商法〉という面から見ると、明治5年国立銀行条例に代表されるように、企業組織法については——特別法による〈一本釣り〉が行なわれてきた——明治26年旧商法典一部施行も企業社会の実態から見ると余りに遅きに失した「商法」施行であったということができよう²⁶⁾とされる。筆者は、法律の専門家ではないが、この考え方に近く、施行された法律の背景にあった企業社会の実態を、その証券性の面から歴史的に把握することに努めた。この趣旨を本論文では十分に展開することはできず、再論が可能とも思えないが、今は試論として提出しておきたい。

注

- 1) 清浦圭吾『明治法制史』全、明治32年によれば、明治14年太政官中に商法編纂委員を置き調査に着手、次いで会社条例編纂委員、破産法編纂委員、商法編纂委員を置き、商法草案編纂に当らしめた、とある。同書、p.592
- 2) 『日本金融史資料』明治大正編第13巻、p.1078
- 3) 同書、p.1079
- 4) 高田晴人『旧商法典—その意義と研究に関する覚書—』『近代企業法の形成と展開』参照。
- 5) 前掲『日本金融史資料』、p.1123
- 6) 先行する免許制の条例に見る最低資本金は、国立銀行条例では10万円（人口10万人以上では20万円）、米商會所条例では3万円、株式取引所条例では20万円であった。これらはいずれも大会社といえた。
- 7) 『ロエスレル氏起稿』商法草案 p.426～427
- 8) 『日本証券史資料』戦前編第6巻、一—(二)
- 9) 三枝一雄『新商法』『近代企業法の形成と展開』参照。
- 10) 明治23年商法施行条例は兵庫県士族長尾景弼編集『日本六法全書』合巻所収。
- 11) 前掲『日本証券史資料』、券面写真参照。
- 12) 新商法が免許制を廃した理由については、法典調査会起草委員補助起草『商法修正案参考書』p.96～98による。
- 13) 同書、p.135。
- 14) 社債浄化運動については竹内半寿『我国公社債制度の沿革』p.73～76参照。
- 15) 有価証券引受業法については、『日本証券史資料』戦

前編第2巻に所収。

- 16) 前掲『日本金融史資料』所収。
- 17) 『日本銀行百年史』資料編に所収。
- 18) 前掲『日本証券史資料』所収。
- 19) 同書所収。
- 20) 同書所収。
- 21) 各特別銀行法は『明治大正財政史』第15巻及び第16巻参照。
- 22) 前掲『日本証券史資料』所収。
- 23) 同書所収。
- 24) 同書所収。以下、法令の出所は同じ。
- 25) 日本証券取引所法の条文は『日本証券史資料』戦前編第2巻所収。内容については小林和子「日本証券取引所の創立と活動」(上, 中, 下)『証券経済研究』第52号, 第53号, 第54号参照。

- 26) 高田晴仁, 前掲論文, p.28。

参 考 文 献

- 司法省刊行『(ロエスレル氏起稿) 商法草案』明治
17年
日本銀行『日本金融史資料』明治大正編第13巻
日本証券経済研究所『日本証券史資料』戦前編第6
巻「上場会社(一)」

(当研究所主任研究員)